

○水質異常の発生時における連絡体制の整備等について

〔昭和51年2月18日 環水規第13号〕

水質保全局長通知

今般、利根川において上流に立地する工場が原因となってフェノール汚染が生じ、その結果水道の取水が停止され、千葉県及び埼玉県の一部では長時間の断水が余儀なくされるという事態が生じた。このフェノール流出については、その発見及び原因究明が遅れたこと、関係方面に対する連絡が円滑ではなかったことなどが指摘されている。

この事件でも示されるとおり、工場、事業場等からの汚染物質の排出等による水質の異常な汚濁（以下「水質異常」という）は、重大な被害をもたらすおそれがあり、このような被害の発生を防止するためには汚染の原因となる物質を取り扱う工場及び事業場に対する日常の監視指導を強化するとともに、水質異常の発生時における連絡体制の整備を図る必要がある。

については、下記の事項に留意のうえ、水質異常の発生の防止及び発生時における監視連絡体制の整備等につき遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

1 工場及び事業場に対する監視指導関係

- (1) 特定事業場についての排水監視については、水質汚濁防止法に基づき実施されているところであるが、水質異常による被害の発生を防止する観点から、シアン、油分、フェノール、強酸、強アルカリ等水質異常の原因となるおそれがある物質を大量に用いる等の操業の態様、水道水源の上流に立地する等の立地状況等からみて事故等により重大な水質汚濁が生ずるおそれがある工場及び事業場については、十分に監視を行うとともに、環境保全担当部局以外の関係部局等とも連絡をとりつつ適切な指導を行うこと。
- (2) (1)の指導に当たっては、工場及び事業場において事故等が発生し、公共用水域に汚染物質が排出された場合には、工場及び事業場から速かに環境保全担当部局等所定の部局に通報するように指導方万全を期されたい。

2 水質異常の発生時における連絡体制の整備関係

- (1) 水質異常が発生した場合に、それを早期に発見し、原因を究明し、各種対策措置を適切に講ずるため、環境保全担当者、河川管理者等公共用水域の管理を

行う者、各種利水者等の相互間の緊密かつ迅速な連絡が行われるよう連絡体制の整備を図ること。

- (2) 水質異常が発生した場合の連絡については、被害は広域に及ぶ場合が多いことを十分考慮し、他都府県に対する連絡体制等広域的な連絡体制の整備を図ること。
- (3) (1)又は(2)の体制の整備に当たっては既存の組織である場合にはその活用を図る等各地域の実態に応じ有効な方式を採るように努めること。
- (4) 特に水質異常の早期の発見には住民の協力にまつところが大きいと考えられるので、機会をとらえて地域住民に対する協力の要請を行う等の広報活動にも努めること。

3 環境庁に対する報告関係

重大な被害を及ぼすおそれがある水質異常が生じた場合には、直ちに環境庁（水質保全局水質規制課）に報告すること。